

<上下流交流事業の要件>

1. 実施要領第2条(別表第1)に掲げるダム及び堰の水源地域等を媒体として行われる、下記のいずれかに該当する交流事業であること。
 - (1) 水源地域対策ならびに治水・利水対策が流域全体にもたらす恩恵について、上下流地域間で相互に理解を深めることに資する事業
 - (2) ダム建設事業が水源地域の住民の理解と協力により進められ、治水・利水対策に寄与していることを広く啓発する事業
 - (3) 当基金の事業(治水・利水における下流受益者の協力によって実施)が、水没関係住民の生活再建、水没関係地域の振興等に資することを広く啓発する事業
 - (4) その他理事会が適当と認める事業

2. 実施要領第2条(別表第1)に掲げるダム及び堰の水源地域等を媒体として行われる、下記の全てに該当する交流事業であること。
 - (1) 新規事業又は、継続事業においては新規性を有する事業
 - (2) ダムについては水源地域ビジョンに位置付けられた事業、長良川河口堰については木曾三川下流部水面利用協議会等の長良川河口堰に関連した組織・計画等で議論される事業
 - (3) 最長3年間の助成で自立できる事業(助成の申請は単年度毎に行うこと)
 - (4) 助成を受けなければ実施できない事業(自立化した事業には助成を行わない)

※新規事業とは

今回新たに当基金の助成を申請する事業

※継続事業における新規性とは

①新たな上下流交流の枠組みを試みる事業を追加する場合

・地域製品のPR、移住定住、空き家対策などそれぞれの地域が抱える課題等への対応等、新たな目的を達成するために必要な新たな取り組みをこれまでの内容に加えて実施する場合 等

② 協賛企業の募集、参加費の見直し等により新たな財源を確保して事業を拡充する場合

③より多くの人、地域を対象として事業を発展させる場合 等

3. 下記の事業等は助成の対象としない。

- (1) 物品販売事業
- (2) 施設整備事業等(団体の資産形成にかかる費用)